

○防衛省告示第百五十七号

防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（令和元年防衛省令第三号）第六条の規定により、対象施設の管理者を次のとおり指定し、令和七年七月九日から施行する。

令和七年六月二十七日

防衛大臣 中谷 元

対象施設	対象施設の管理者
陸上自衛隊佐賀駐屯地	佐賀駐屯地司令